

市町村設置型浄化槽(公共浄化槽)説明書

- ◎浄化槽の工事時期は申請者(建築会社や設計会社を含む)と協議いたします。
但し、年度末の申請において、年度内に浄化槽工事が竣工できない場合は、国庫補助事業の対象外となりますので、翌年度での申請とさせていただきます。
- ◎住宅の裏など設置場所によっては住宅工事(基礎工事)より先行して浄化槽工事を行う場合があります。
- ◎狭い場所に設置する場合や、設置場所までの通路が狭い場合は、事前に市と十分協議を行ってください。希望される場所に設置できない場合や、浄化槽自体設置出来ない場合があります。また、市が提示する浄化槽選定表に掲げる工事幅等についても必ず遵守してください。軒先の下は工事ができませんのでご注意ください。
- ◎浄化槽の設置場所について、隣接地を通らないと工事ができない場合や、浄化槽からの放流先が他所有者の土地を通る場合は、必ず事前に申請者で承諾を得てください。別途承諾書(様式有)の提出が必要です。また、維持管理において隣接地に迷惑をかける場合もありますので、こちらも事前に申請者で承諾を得てください。
- ◎流入・放流の排水管の高さに十分気を付けてください。放流先の高さは逆流防止のため水路や側溝等の底から最低でも10cmの余裕を確保してください。確保できない場合、洪水等により浄化槽内へ雨水が逆流するおそれがあります。
排水先の高さが足りず、自然放流が出来ない場合は、浄化槽本体の設置高さを上げるか、放流ポンプの設置が必要になります。放流ポンプの設置は全額個人負担となりますのでご注意ください。
- ◎市の工事負担区分は浄化槽本体の設置のみとなります。その他の排水管等の工事は全て申請者の負担となります。また、分担金(増高経費負担金を含む)は浄化槽設置工事完了後に納付書によってみやま市に納めていただきます。(パンフレット参照)
- ◎以下の費用は市へお支払いいただく分担金とは別に全額個人負担となります。
- ・浄化槽設置工事に伴う支障物件の撤去、移転、復旧等の費用。
 - ・軟弱地盤での基礎補強杭の材料及び設置費用。
 - ・浄化槽の上部に車等の重量物を乗せる場合の基礎、床版及びマンホール蓋の補強費用。
 - ・排水先までの高さが足りない場合の放流ポンプの設置費用。
- ◎工事完了後、使用を開始する場合は事前及び速やかに浄化槽使用開始届を提出してください。浄化槽を使用開始すると浄化槽使用料が毎月発生します。(パンフレット参照)
開始届が遅滞した場合、使用料を遡ってお支払いいただくこととなります。
- ◎使用の際には大量の油や硫黄化合物(湯の華などの入浴剤)などの流入はおやめください。故障の原因になります。また、使用者の不注意による故障が判明した場合の修繕費は原因者負担とさせていただきます。
- ◎浄化槽使用開始後、以下の費用は全て個人負担になります。
- ・浄化槽稼働(プロワ稼働)時及び点検や清掃に要する電気料金や水道料金。
 - ・使用者の都合により浄化槽を移動、撤去する場合の費用。
 - ・使用者の責により浄化槽の修繕が必要となった場合の修繕費用
- ◎市が管理するのは浄化槽本体のみです。その他の設備や排水管等は全て申請者(使用者)の管理となりますので、適切な管理をお願いいたします。
- ◎使用開始後10年を過ぎた翌年度以降に浄化槽を個人に無償譲渡できる制度があります。詳しくは上下水道課庶務係にお尋ねください。

※申請者(使用者)から委任を受けた方においては、この文面やパンフレットの他、市や浄化槽工事の請負業者と協議されたことは全て委任者に説明する義務があります。これを怠ると事後のトラブルとなりますのでご注意ください。

以上、みやま市から説明を受けました。

令和 年 月 日

申請者(使用者) _____

説明を受けた方

申請者(使用者)・受任者

署名(自署) _____